# 大阪府がん診療拠点病院の 指定制度について

令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第4回がん診療連携検討部会

# 大阪府がん診療拠点病院の指定期間について(新規・更新)

#### 令和5年度大阪府がん対策推進委員会 第3回がん診療連携検討部会(令和5年10月25日)

#### 【決定事項】

- ・新たな指定区分の名称について下記のとおりとする。
- →5がんの集学的治療ができる病院の指定名称を**大阪府がん診療拠点病院**とする。
- →4がんの治療を提供できる病院の指定名称を新たな指定区分として**大阪府がん診療推進病院**とする。
- ・「新区分」の創設に伴い、5がんの診療体制の維持・確保するための経過措置期間を設ける。

大阪府がん診療拠点病院等の指定期間は、要綱の規定により、原則として4年間としているが、令和6年度の指定更新及び令和7年度以降の指定に係る取り扱いについて検討する。

### ●新区分適用までのスケジュール(案)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
	5 がんの指定名称:「大阪府	fがん診療拠点病院」		原則
① 指定更新4年間(5がん対応)「拠点病院」				②4年間の指定
	<b>(R7.4.1~)</b> 4 がんの治療を提供できる病院	については、 <b>「大阪府がん診療</b>	<b>催進病院」</b> として指定変更を行う	
拠点病院	Г#	処点病院」または「推進病院」		

- ① <u>今和6年度の指定更新(令和5年度手続き)</u>については、令和6年度の1年間をがんの診療体制の維持・確保するための経過措置期間と位置づけ、診療実績に係る要件の充足を確認の上、指定名称を「大阪府がん診療拠点病院」として、4年間(R6.4.1~R10.3.31)の指定更新とした上で、令和6年度手続きにおいて、5がんの治療には対応できないが、4がんの治療に対応する病院については、令和7年度から「大阪府がん診療推進病院」に指定名称の変更を行う(「大阪府がん診療推進病院」としての指定期間:3年間(R7.4.1~R10.3.31))。
- ② <u>令和10年度以降の指定</u>については、要綱の規定のとおり、原則として<u>4年間の指定期間</u>とする。

## 大阪府がん診療拠点病院の指定更新時等に未充足であった場合の対応について(更新)

## ●診療実績要件について

⇒<u>診療実績の要件</u>に関しては、原則、基準期間(申請年の前年の1月1日~12月31日)における充足の有無を確認し、その期間で未充足の病院において、特段の理由がある場合は、<u>年度内の部会開催までに確認できる実績を踏まえ、以降の充足見込みの有無を考慮の上、指定更新の可否を検討することとする。</u>

## ●その他要件(人員配置等)について

診療実績以外の要件については、「安定的にがん診療を府民に提供できる体制を確保し、府民が安心かつ適切ながん医療を選択できる」という指定制度の制度趣旨に鑑み、原則として基準日(申請年の9月1日)時点において要件を充足しており、基準日以後も、継続的に要件を充足していることを基本としつつ、指定更新の検討にあたっては、府民が現に当該病院を利用している実態を考慮する必要がある。

⇒<u>診療実績以外の要件</u>に関しては、原則、基準日(申請年の9月1日時点)における充足の有無を確認し、その時点で未充足の病院については、補充医師の配置見通し等、各病院の諸事情を踏まえ、<u>申請年</u>の翌年の4月1日までに充足することを条件に指定更新を行うことの可否を検討することとする。

## 大阪府がん診療拠点病院の新規指定の際に求める診療実績及びがん種ごとの診療体制について(新規)

- ●診療実績要件について
  - ⇒<u>診療実績の要件</u>に関しては、基準期間(申請年の前年の1月1日~12月31日)における充足の有無を確認することとする。
- ●その他要件(人員配置等)について

#### 大阪府がん診療拠点病院指定要件発出(令和5年11月13日)

大阪府がん診療拠点病院指定要件			
第2 1診療体制 (1)診療機能 ア集学的治療の提供体制及び標準的治療 等の提供			
第2 1診療体制 (2)診療従事者 ア専門的な知識及び技能を有する医師の配置	     当該施設で対応可能ながんについて、専門的な知識及び技能を有する <u>手術療法に携わる常勤の医師</u> を1人以上配 <sub> </sub> 置すること。 		

#### 【指定に係る上記要件の考え方】

「集学的治療等を提供する体制を有する」とは、「基準日である9月1日時点において、がん種ごとに手術療法に携わる常勤の医師を1名以上配置していること」

⇒<u>診療実績以外の要件</u>については、安定的にがん診療を府民に提供できる体制を確保し、府民が安心かつ適切ながん医療を選択できるよう、<u>基準日(申請年の9月1日)時点でがん種ごとの診療体制</u>を有しており、<u>基準日以後も、</u>継続的に診療体制を確保でき、指定開始後も、その体制の確保が確実に見込めることを確認することとする。